

令和2年6月21日改定

業 務 規 程

株式会社 延岡綜合地方卸売市場

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この業務規程は、卸売市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)の規定に基づき、株式会社延岡総合地方卸売市場(以下「市場」という。)における業務の運営及び施設の管理その他必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適性化とその生産及び流通の円滑化を図るために必要な事項を定めるものとする。

(市場の名称、位置及び面積)

第2条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名 称 株式会社 延岡総合地方卸売市場
位 置 延岡市牧町375番地

(取扱品目)

第3条 市場の取扱品目は、野菜及び果実並びにその加工品等。

(開場の期日)

第4条 削除

(開場の時間)

第5条 開場の時間は、午前6時から午後5時までとする。但し開設者は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを臨時に変更する事ができる。

2 卸売業者(法第58条第1項及び県条例第4条の規定により知事の許可を受けて市場において卸売の業務を行う者をいう。以下同じ。)の行う卸売のための販売開始時刻及び終了時刻は、午前6時から午後5時までとする。ただし、開設者は、必要があると認めるときはこれを変更する事が出来る。

3 取引開始時刻は、振鈴又は笛及び口達をもって通知する。

(臨時休場の通知)

第6条 開設者は、市場を臨時に休場し、又は臨時に開場しようとするとき、若しくは開場時間を臨時に変更しようとするときは、あらかじめその旨を市場内の所定の場所に掲示するとともに関係者に周知させるものとする。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

(卸売業者)

第7条 この市場において第3条の取扱品目に係る法第2条第4節の卸売業者(以下、「卸売業者」という。)は次のとおりとする。

株式会社 延岡総合地方卸売市場

(せり人)

第8条 卸売業者がこの市場において行う卸売のせり人は、卸売業者者が開設者に届け出た者でなければならない。

2 せり人が、せりに従事するときは、記章を着用しなければならない。

(せり人の監督)

第9条 開設者は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該せり人について、その職務を停止する事が出来る。

(1) 市場における卸売の公正を害し、若しくは害する恐れのある行為をしたとき。

(2) 法令若しくはこの規定、又はこれに基づく開設者の指示に違反したとき。

第2節 買受人

(買受人)

第10条 市場においてせり売り又は入札の方法により卸売を受ける者は、開設者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を開設者に提出しなければならない。

(1) 氏名または名称、商号、住所及び略歴

(2) 法人の場合にあっては定款、資本、又は出資の額及び役員の氏名

(3) 年間買受見込額（消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を除く）

(4) その他開設者が必要と認める事項

3 開設者は、第1項の承認の申請が、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないものとする。

(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。

(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識又は資力信用を有しない者であるとき。

(3) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員、若しくは使用人であるとき。

(4) 申請者が開設者から承認の取消を受け、その取消の日から起算して1年を経過しない者であるとき。

(買受代理人)

第11条 前条第1項の承認を受けた者（以下「買受人」という。）は市場における卸売に代理人を参加させる場合は、あらかじめ買受代理人承認申請書を開設者に提出し、その承認を受けなければならない。これを廃止するときも同様とする。

2 第10条の規定は第1項の承認について準用する。

3 第1項の代理人の行為は、すべて買受人本人の行為とみなす。

(名称変更の届出)

第12条 買受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

- (1) 氏名若しくは名称、商号又は住所を変更したとき。
 - (2) 法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名を変更したとき。
 - (3) 買受人としての業務を廃止しようとするとき。
- 2 買受人が死亡又は解散したときは、当該買受人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を開設者に届け出なければならない。

(買受人保証金の預託)

第13条 買受人は卸売業者に保証金を預託しなければならない。

- 2 前項の保証金の額は年間買上(消費税額等を含む)の3日間から10日間相当額とする。
- 3 買受人は、保証金を預託した後でなければ、買受業務を開始してはならない。

(保証金の充当)

第14条 卸売業者は、買受人が買受代金、その他卸売業者に支払うべき金額(消費税額等を含む)の支払を怠ったときは、前条の保証金を優先してこれに充てる事ができる。

(買受人の承認取消し等)

第15条 開設者は、買受人が第10条第3項の各号のいずれかに該当することとなった場合はその承認を取消すものとする。

- 2 開設者は、買受人が次の各号のいずれかに該当する事となったとき、市場における売買取引の全部又は一部を制限する事ができる。
 - (1) 売買取引に関し不正の行為があったとき。
 - (2) 売買代金の支払を怠ったとき。
 - (3) 保管の費用又は損失金の支払を怠ったとき。
 - (4) 正当な理由がなく、引き続き3ヵ月以上休業したとき。

(買受人組合)

第16条 買受人が買受人をもって組織する組合をつくったときは、その契約、役員の氏名及び組合員名簿を開設者に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(買受人の記章)

第17条 開設者は、買受人の承認をしたときは、買受人記章を交付するものとする。

- 2 買受人は、前項の買受人記章を市場内において常に着用しなければならない。

第3節 付属営業人

(付属営業人の承認)

第18条 開設者は、出荷者、買受人その他市場の利用者に便益を提供し又は市場の機能の充実に図るため、次に掲げる者が、市場内において店舗その他の施設を設けて営業する事を承認することができる。

- (1) 第3条の取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管運搬等を

行う者、その他市場の機能の充実に資する業務を営む者。

(2) 飲食店営業、その他市場の利用者に便益を提供する業務を営む者。

2 前項の承認を受けて市場内において営業しようとする者は、別に定める申請書を開設者に提出しなければならない。

3 開設者は、第1項の承認をした場合は、市場利用に関する契約を締結するものとする。

(付属営業の規制等)

第19条 開設者は、付属営業の適正な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、付属営業人に対してその業務について必要な指示をすることができる。

第3章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第20条 市場内における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第21条 卸売業者は、市場において行う卸売りについては、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる物品 せり売り又は入札の方法

(2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち開設者が別に定める数量又は割合に相当する部分については、せり売り又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売り若しくは入札の方法又は相対取引。

(3) 別表第3に掲げる物品せり売り若しくは入札の方法又は相対取引。

2 卸売業者は、前項第1号及び第2号に掲げる物品(同項第2号に掲げる物品にあっては、同号の一定の数量又は割合に相当する部分に限る。)については、次の各号に掲げる場合であって開設者がせり売り又は入札の方法により卸売をすることが著しく不相当であると認めるときは、相対取引の方法によることができる。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手方が少数である場合

(4) せり売り又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をする場合

(5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した生鮮食料品等の卸売をする場合

(6) やむを得ない理由により通常の卸売開始の時刻以前に卸売をする場合

(7) 第30条ただし書きの規定により、市場における買受人以外の者に対し卸売をする場合

3 卸売業者は、第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であって開設者が指示したときは、せり売り又は入札の方法によらなければならない。

(1) 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 当該市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとする

るときは、その販売方法を卸売場の見やすい場所に掲示等の方法により、関係者に十分周知しなければならない。

(販売方法の変更)

第22条 卸売業者は、前条により販売方法を定め又は変更しようとする場合には、次に掲げる事項をあらかじめ関係者に周知しなければならない。

- (1) 当該品目及び販売方法
- (2) 販売方法を定め、又は変更する理由

(売買取引の条件、結果等の公表)

第23条 卸売業者は、次に掲げる取引条件を定めて、インターネットその他の適切な方法により行わなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
 - (2) 取扱品目
 - (3) 生鮮食料品等の引き渡しの方法
 - (4) 第44条に定める委託手数料その他卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
 - (5) 卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
 - (6) 奨励金等の種類、内容及びその額
- 2 卸売業者は、毎日の卸売予定数量にあってはその日の卸売が開始されるときまでに、毎日の卸売業者の卸売の数量及び価格(消費税額等を含む。)にあってはその日の卸売が終了した後速やかに、その月の前月における第44条に定める委託手数料の種類ごとの受領額、並びに第46条に定める出荷奨励金及び第49条に定める完納奨励金の交付額にあっては10日までに、場内の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 開設者が行う売買取引の結果等の公表については、前項の卸売業者が行う掲示をもって行うものとする。

(売買取引の単位)

第24条 売買取引の単位は重量による。但し、慣行があるときは、その単位とすることができる。

(売買取引の方法)

第25条 卸売の売買取引は、秘密の方法によって行ってはならない。

- 2 卸売の売買呼値は、金額(消費税額等を除く。)による。

(指値等のある受託物品)

第26条 卸売業者は、受託物品に指値(消費税額等を除く。以下同じ)、その他条件のある場合は、販売前にその旨を表示しなければならない。

- 2 前項の表示をしなかったときは、卸売業者は指値、その他の条件をもって買受人に対抗す

ることができない。

(せり売りの方法)

第27条 卸売のためのせり売は、その販売物品について荷印、等級及び数量又は重量その他必要な事項を呼びあげた後でなければ開始することができない。

- 2 せり落しは、せり人が最高申込価格（消費税額等を除く。以下同じ）を 3回呼びあげたとき、その申込者をせり落とし人として決定する。但し、その最高価格（消費税額等を除く）が指値に達しないときはこの限りでない。
- 3 前項の呼びあげ回数は、時宜により変更する事が出来る。
- 4 最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽選その他適宜の方法により、せり落とし人を決定する。
- 5 せり人は、せり落とし人を決定したときには、直ちにその価格（消費税額等を除く。）、数量及び買受人の氏名又は商号若しくは番号を呼びあげなければならない。

(異議の申立)

第28条 せり売に参加した者が、そのせり落しに於いて異議があるときは、その理由を明らかにして直ちに開設者にこれを申し立てる事ができる。

2 開設者は、前項の申し立てについて正当な事由があると認めるときは、せり直しを指示する事ができる。

(差別的取扱の禁止)

第29条 開設者は市場の業務の運営に関し、出荷者、卸売業者、買受人その他の市場において売買取引を行う者（以下、「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人その他市場の利用者に対して不当に差別的な取り扱いをしてはならない。

(卸売の相手方の制限)

第30条 卸売業者は、市場における卸売の業務について、買受人以外の者に対して卸売をしてはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合この限りではない。

(1) 次に掲げる特別の事情がある場合であって、開設者が当該市場の買受人の買受を不当に制限することとならないと認めて許可したとき。

ア 市場における入荷量が著しく多い為、又は出荷された物品が買受人にとって品目若しくは品質が特殊である為残品を生ずる恐れのある場合。

イ 買受人に対して卸売をした後、残品が生じた場合。

ウ 入荷量を調整する為他の卸売業者等に対して卸売をする場合。

(2) 卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該他の卸売市場の買受人に対して卸売をする場合であ

って、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び開設者の定める事項を記載した承認申請書を開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が取引の秩序を乱す恐れがない旨の開設者の承認を受けていること。

(3) 卸売業者が、農林水産業者等（農林水産業者又は農林水産業者を構成員とする協同組合、協同組合連合会、農事組合法人（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林水産業者の振興を図ることを目的とするものを含む。）をいう。以下同じ。）及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行うものをいう。以下同じ。）との間においてあらかじめ締結した新商品の開発に必要な国内産の農林水産物の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売を行う場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

ア 当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限及び卸売の実施期間〈一月以上一年未満のものに限る。〉が定められていること。

イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び開設者の定める事項を記載した承認申請書を開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が取引の秩序を乱すおそれがない旨の開設者の承認を受けていること。

（卸売業者についての卸売の相手方としての買受けの禁止）

第31条 削除

（委託手数料以外の報償收受の禁止）

第32条 卸売業者は、市場に於ける卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第44条で定める委託手数料以外の報償を受けてはならない。

（受託契約約款）

第33条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の受託の引受けについて、委託契約約款を定め開設者に届け出なければならない。

2 卸売業者は、前項の受託契約約款を定めたときは、当該市場の見やすい場所にこれを提示しておかなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（上場の順位）

第34条 卸売業者は、せり売の上場順位については、原則として物品の到着の順序によらなければならない。ただし、受託契約約款に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、前2項の規定にかかわらず、相当の理由があるときは上場順位を変更することができる。この場合、卸売業者は、直ちに変更の理由、品目、数量及び出荷者の氏名を開設者に届け出なければならない。

(卸売業者の買受物品等の制限)

第35条 卸売業者は、市場において卸売の業務に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売をしたときは、開設者が卸売の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認める場合を除くほか、買受人から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は買い受けてはならない。

(販売前における受託物品の検収)

第36条 卸売業者は、受託物品（電子商取引に係る受託物品を除く。）の受領にあたっては、検収を確実にを行い、受託物品の種類、数量、等級、品質等について異常を認めるときは、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。ただし、受託物品の受領に出荷者が立ち会っていてその了承を得られたときはこの限りではない。

2 電子商取引に係る受託物品の受領にあたっては、卸売業者又は受託者から当該物品の引渡しを受ける者のうち卸売業者から当該物品の検収を行うよう委託を受けた者が検収を確実にを行い、当該物品の受託物品の種類、数量、等級、品質等について異常を認めるときは、別に定めるところにより、開設者の指定する検査員の確認を受け、その結果を物品受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

3 卸売業者は、受託物品の異常については、第1項ただし書に規定する場合を除き第2項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができない。

(物品の品質管理の方法)

第37条 開設者は取引品目の部類及び当該卸売の業務にかかる施設ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次の各号に掲げる事項を別に定めなければならない。

- (1) 施設の取扱品目
- (2) 施設の設定温度と温度管理に関する事項
- (3) 品質管理の責任者の施設及び債務に関する事項
- (4) その他の卸売の業務に係る物品の品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、買受人その他の市場関係事業者は、前項の別に定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

(物品取引の下見)

第38条 市場に於ける卸売のための売買取引は、買受人に現品又は見本の下見を行わせた後でなければこれを開始することが出来ない。

2 見本又は銘柄による売買の場合は、その取引開始前にその物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を明示していなければならない。

(卸売物品の引取り)

第39条 買受人は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく買受人が引き取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催促をしないで他の者に卸売をする事ができる。

3 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(消費税額等

を含む。以下同じ。)が第1項の買受人に対する卸売価格より低いときはその差額を同項の買受人に請求する事ができる。

(売買取引の制限)

第40条 せり売りによる卸売の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、開設者はその売買を差止め又はせり直しを指示する事ができる。

- (1) 談合その他不正な行為があると認めたととき。
- (2) 不当な値段を生じたとき、又は生じる恐れがあると認めたととき。

(衛生上有害物品の売買禁止)

第41条 開設者は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において販売し、又は販売の目的をもって所持してはならない。
- 3 開設者は、衛生上有害な物品の売買を差止め、又はその撤去を指示することができる。

(仕切及び送金)

第42条 卸売業者は、受託物品を卸売したときは、委託者にその卸売をした日から起算して7日以内に売買仕切書を送付するとともに、売買仕切金(消費税額等を含む。以下同じ。)を送付しなければならない。ただし、特約のある場合にはこの限りではない。

- 2 前項の売買仕切書には、当該卸売をした物品の品目、価格(消費税額等を除く。)、消費税額等の金額を合計した額及び数量を正確に記載しなければならない。
- 3 第1項の売買仕切金は、現金又は口座振替その他取引参加者当事者間で定めた方法により支払わなければならない。

(条件付受託品の販売不能の際の措置)

第43条 卸売業者は、指値その他の条件のある受託品をその条件により販売する事が出来ないときは、その旨を委託者に通知してその指示を受けなければならない。

(委託手数料の率)

第44条 卸売業者が委託者から收受する委託手数料は、卸売金額(消費税額等を除く。)に、次に掲げる定率以内の率を乗じて得た金額に、その消費税額等に相当する金額を加えて得た金額とする。

野菜及びその加工品	100分の10	以内
果実及びその加工品	100分の10	以内
その他の商品	100分の10	以内

(売買仕切り金の前渡し等)

第45条 卸売業者は、出荷を誘引するために、出荷者に対し売買仕切金を前渡し、又は資金を貸し付ける事ができる。

- 2 前項の売買仕切金の前渡し等は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

- (1) 卸売業者の財務の健全性をそこなう恐れがあるとき。
- (2) 卸売業務の適正かつ健全な運営を害する恐れがあるとき。

(出荷奨励金の交付)

第46条 卸売業者は、市場に於ける取扱品目の安定的供給の確保を図る為、開設者の承認を受けて、当該卸売金額(消費税額等を除く。)に対し、次の交付率以内の率を乗じて得た金額に、その消費税額等に相当する金額を加えて得た金額を出荷者に対して交付することができる。

野菜及びその加工品	1000分の17	以内
果実及びその加工品	1000分の10	以内

(買受代金の支払義務)

第47条 買受人は、卸売業者から買受けた物品の引取後の1ヶ月までの間に買受金(消費税額等を含む。以下同じ。)を支払わなければならない。ただし、特約のある場合はこの限りでない。

2 前項ただし書きの特約は、その他の買受人に対して不当な差別的な取扱いとなるものであってはならない。

3 第1項の売買取引金は、現金又は口座振替その他取引参加者当事者間で定めた方法により支払わなければならない。

(販売代金の変更の禁止)

第48条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売代金については、開設者が正当な理由があると認めるときでなければこれを変更してはならない。

(完納奨励金の交付)

第49条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、当該卸売金額(消費税額等を除く)に、次の交付率以内の率を乗じて得た金額に、その消費税額等に相当する金額を加えて得た金額を完納奨励金として買受人に対して交付することができる。

1000分の10 以内

2 前項の完納奨励金の交付は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

- (1) 卸売業者の財務の健全性をそこなう恐れがあるとき。
- (2) 卸売業務の適正かつ健全な運営を害する恐れがあるとき。

3 市場における売買取引の決済は、第42条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払方法により、取引参加者当事者間で定めた支払期日までに行わなければならない。

第4章 市場施設の使用

第50条 買受人及び付属営業人等が市場内で使用する用地、建物、その他の施設(以下「市場施設」という。)の位置、面積、期間その他の使用条件は、開設者がこれを指定する。

2 前項の市場施設の使用料(消費税額等を含む。)は、個別の契約により定めるものとする。

(用途変更、原状変更、転貸等の禁止)

第51条 市場施設の利用者は、当該施設の用途若しくは原状を変更し、又は当該施設の全部若しくは一部を転貸し、もしくは使用させてはならない。ただし、特別の理由により開設者の承諾を受けた場合はこの限りでない。

(補修弁済)

第52条 市場施設を故意又は過失により滅失又は損傷した者は、その補修をし又はそれに代費用を弁済しなければならない。

第5章

(指導・報告等)

第53条 開設者は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため又はこの業務規定に定められている遵守事項を遵守させるため必要があると認めるときは、卸売業者、買受人または付属営業人に対し、その業務または財産に関し、指導、助言、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 卸売業者は法に定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書の貸借対照表及び損益計算書について閲覧の申し出があった場合には、法で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させなければならない。

3 第1項に基づき開設者が市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、それぞれ当該人に対しその業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。

4 解説者は買受人又は付属営業人が法、業務規定又は前項に基づく改善措置をとるべき旨に違反したときは、第10条又は第18条の承認を取り消すことができる。

(市場秩序の保持等)

第54条 取引参加者及び市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。

2 開設者は、市場秩序の保持又は公共の利益を図るため必要があると認めるときは、取引参加者及び市場へ入場する者に対して適当な措置又は入場の制限をすることができる。

(清潔の保持等)

第55条 市場の利用者は市場施設衛生管理、清潔保持に努め、解説者の許可なしに市場内において自己の物品、容器その他の物件を放置してはならない。

(備付帳簿)

第56条 開設者は、次の帳簿を備え必要事項を明確に記載しなければならない。

- (1) 会計帳簿
- (2) 各種承認台帳
- (3) その他必要と認める帳簿

2 卸売業者は、次の帳簿を備え必要事項を明確に記載しなければならない。

- (1) 各種会計帳簿
- (2) 荷受帳並びに買掛台帳
- (3) 荷主口座帳並びに買受人口座帳
- (4) 荷主名簿並びに買受人名簿
- (5) その他必要と認められる帳簿

(無許可営業の禁止)

第57条 開設者が必要と認めるものを除くほか、市場内において物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

(市場取引委員会)

第58条 削除

(運営)

第59条 削除

第7章 雑則

(関係規程の制定)

第60条 この業務規程の施行に関し必要な事項は、開設者が別に定める。

附 則

この業務規程は令和2年6月21日から施行する。

- (1) 平成9年3月31日一部改定
- (2) 平成12年3月31日一部改定
- (3) 平成12年10月1日一部改定
- (4) 平成17年6月30日一部改定
- (5) 平成22年4月1日一部改定
- (6) 令和1年10月1日一部改定
- (7) 令和2年6月21日一部改定

【別表 第1】

—	地元のもの
---	-------

【別表 第2】

—	該当なし
---	------

【別表 第3】

—	別表第1、第2に掲げるものを除いた全てのもの
---	------------------------